

■ アルミニウム合金製可搬式作業台の認定基準の一部改正について

1 適用

現行のまま

2 定義

本基準でいう可搬式作業台とは、作業に十分な面積を有する天板（作業床）（以下「天板」という。）と天板を支持する支柱が固定又は伸縮できる構造で、天板に到達するための踏棧及び折りたたみ金具等からなり、任意の作業場所に容易に持ち運んで移動でき、単独で使用するものをいう。

3 種類

可搬式作業台の種類は、支柱の構造から次の表のとおりとする。

可搬式作業台の種類

第1種	支柱が固定型のもの
第2種	支柱が伸縮型のもの

図の移動

図の追加

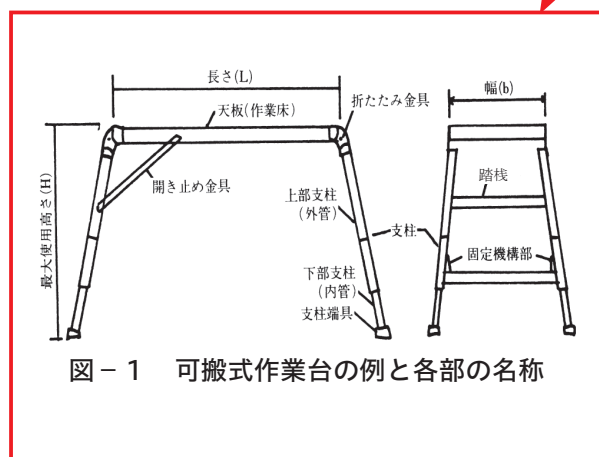


図-1 可搬式作業台の例と各部の名称

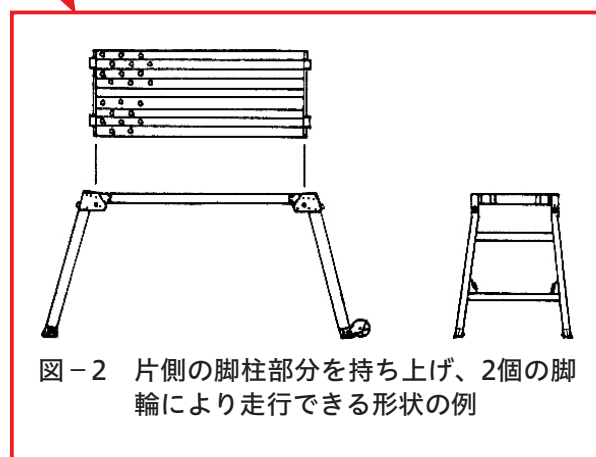


図-2 片側の脚柱部分を持ち上げ、2個の脚輪により走行できる形状の例

- 4 材料等
- 5 構造等
- 6 工作等
- 7 強度等
- 8 表示

現行のまま